

第38回理事会議事録

令和4年2月28日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
第38回理事会議事録

1. 招集年月日 令和3年11月11日（木）
2. 開催場所 「田中田村町ビル5階5D室」
東京都港区新橋2-12-15
3. 開催日時 令和4年2月28日（月） 午後2時55分
4. 理事現在数 4名
5. 出席理事数 4名
(出席者) 小林 悅夫、斎藤 恭一、炭谷 茂、鶴 精三
(欠席者) なし
(監事出席) 蒲生 七郎、森居 秀彰

6. 概要

事務局から理事現在数4名中、出席者は4名であり、定足数である理事現在数の過半数以上に達した旨報告。

次に、炭谷代表理事（以下「理事長」という。）が開会の挨拶を行い、定款第37条に基づき理事長である炭谷氏が議長となり、議案の審議に入った。

議事録署名人は、定款第45条に基づき、炭谷理事長、蒲生監事、森居監事とする。

7. 議案等

(1) 第1号議案

「令和4年度事業計画書及び予算書」の件

(2) 第2号議案

「基本財産2への繰入」の件

(3) 第3号議案

「事業安定化準備資産2への繰入」の件

(4) 第4号議案

「顧問の選任」の件

(5) 報告事項等

①「職務執行状況報告（理事長）」

②「職務執行状況報告（常務理事）」

- ◎ 第1号議案 「令和4年度事業計画書及び予算書」の件
議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

- (1) この事業計画書及び予算書は、公益財団法人移行後の第12事業年度の事業計画書及び予算書であり、事業期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日迄となること。
- (2) 平成23年10月に公益財団法人に移行して昨年の秋で満10年を迎える。事業年度としては12年目を迎える。10年前に比較して、予算規模は半分程度となるなど公益財団発足から現在までの間に、援護基金事業を取り巻く環境は大きく変化した。
- 公益法人制度の枠組みの中で運営を行うには、何かと課題は多く、昨年12月に実施された内閣府の立入検査でも収支相償、遊休財産の問題が指摘された。遊休財産の保有限度額が超過する場合の対応には、今後、特定費用準備資金等の検討が必要となる可能性もある。公益法人制度の適格な理解に基づき対応できるよう職員間の意識改革を図り、運営体制の充実に努めることとする。
- (3) ここ数年新規帰国者の減少や高齢化、帰国者問題の風化、さらには新型コロナウイルスの感染問題等により帰国者支援事業を取り巻く環境は大きく変化してきている。常に現下の状況を適格に把握し、堅実な事業を実施していくこととする。
- (4) 収入面においては、ここ数年一般寄付は200～300万円程度と低迷しており、寄付金収入の増加を見込むことは、大変難しくなってきている。国が実施する中国残留邦人の体験と労苦を伝える「語り部」事業の活用等普及啓発活動を地道に進めながら減少傾向に歯止めをかける努力を続けていくこととする。
- また、資産の運用においては、コロナ禍での経済の低迷もあり厳しい状況が続いているが引き続き堅実な運用を図り安定的な収益を目指すこととする。
- 支出面においては、現状を適格に判断して効果的な支出を行うとともに、国等からの委託費を含め、あらゆる点において無駄削減、合理化の努力を続けることとする。
- (5) なお、収入の見込み額が大きく減少する場合には、年度内に精査の上事業安定化準備資産の一部取り崩しを行う可能性もある。
- (6) 「公1」の3事業、「公2」の9事業の各々について、令和4年度事業計画を説明した。
- (7) 予算書について経常収益、経常費用のポイント及び約2,000万円の赤字予算となることを説明した。

第1号議案について理事監事から意見はなく、第1号議案の了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第2号議案 「基本財産2への繰入」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

当財団は公1(1)、公2(1)及び法人会計の財源として、基本財産2を保有しているところであるが、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第16条に規定する遊休財産の保有限度額を遵守するため、次の提案をしたい。

基本財産2へ4,500万円を繰入する。

当財団の令和2年度（第10事業年度）決算において、遊休財産の保有限度額を約5,500万円超過していることが判明し、解消策を検討してきたところであり、昨年12月の内閣府の立入検査でもその解消を求められている。また、現時点での令和3年度末の遊休財産を試算したところ、約7,800万円超過する見通しとなっている。

令和2年度3年度と2年続けてコロナ禍で中国との往来ができなくなったこと、国内での事業活動も制限を受けたこと等により、実施できなかった事業が多くあり、事業規模が小さくなった。一方、令和2年度に約3,700万円、令和3年度にも約3,600万円という大口の寄付があった。非常にありがたいことではあるが、収支相償の不適合、遊休財産の保有限度額という点からみると、これらが遊休財産保有限度額を超過した原因となってしまった。

そのため、第3号議案と合わせて1億円を基本財産と事業安定化準備資産に繰り入れることで遊休財産の保有限度額超過に対応することとした。

第2号議案では基本財産2に公1(1)、公2(1)事業の流動資産から2,250万円、法人会計の流動資産から2,250万円、計4,500万円を繰入し、遊休財産の保有限度額超過の解消をしたうえで、令和3年度決算をすることとした。

第2号議案について理事監事から意見はなく、第2号議案の了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第3号議案 「事業安定化準備資産2への繰入」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

当財団は公1(1)、公2(1)事業の運営の安定を確保するため、事業安定化準備資産2を保有しているところであるが、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第16条に規定する遊休財産の保有限度額を遵守するため、次の提案をしたい。

事業安定化準備資産2へ5,500万円を繰入する。

理由については第2号議案で説明した通りであり、第2号議案と合わせ、1億円を基本財産と事業安定化準備資産に繰り入れることで遊休財産の保有限度額超過に対応することとしたい。

第3号議案では、事業安定化準備資産2に公1（1）、公2（1）事業の流動資産より5,500万円を繰り出し、遊休財産の保有限度額超過の解消をしたうえで、令和3年度決算をすることとしたい。

第3号議案に対する各理事等からの主な質疑・意見等は次のとおり。

鶴理事：確認になるが第2号議案の説明で令和2年度3年度と2年続けての大口寄付があったとのことだが、これらの寄付は団体からなのか個人からなのか。

事務局：全て個人からである。令和2年度は2件の遺贈寄付であった。生前遺言書を残されており、援護基金への遺贈を希望されていたとのことであった。令和3年度もやはり遺贈寄付であるが、こちらは遺言で援護基金を指名していたものではなく、中国残留孤児のために使ってほしいというものだったそうである。遺産の管理を任せていた弁護士が遺言に従って遺贈先を探した結果、当基金が選ばれたというもので、全くの想定外であった。

鶴理事：非常にありがたい話である。普通このような額であれば相続でもめることも多いのに、基金にいただけるというのはありがたい話である。

理事長：2年度分については公正証書もあったそうで、なければ遺族がもめたかもしれない。

事務局：3年度分については最終的に裁判所が判断したと聞いている。

第3号議案の了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第4号議案 「顧問選任」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

現在竹之下和雄氏に当財団の顧問をお願いしているが、来年度も引き続き選任したいので承認をいただきたい。略歴は別紙のとおりである。

当財団顧問の選任については「定款」第36条第3項の規定に基づく理事会決議事項である。また、「顧問の報酬並びに費用に関する支給基準」第3条第2項で、「各々の本俸月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決める

ものとする」としている。

選 任：竹之下和雄

任 期：令和4年4月1日から令和5年3月31日

報酬月額：顧6号 200,000円（月8日間勤務の場合）

第4号議案について理事監事から意見はなく、第4号議案の了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎報告事項等

（1）職務執行状況報告（炭谷理事長、第34回理事会以降）

炭谷理事長から次の職務執行状況報告があった。

昨年6月3日に決議の省略にて開催した第34回理事会から本日までの職務執行状況を報告する。この間、概ね毎月一、二回、常務理事から報告を受け必要事項について決裁を行った。

この間の主な事項は次のとおり。

1. 第34回理事会（決議の省略）の議事録等の決裁と署名。
2. 第15回評議員会（決議の省略）の議事録等の決裁。
3. 第35回臨時理事会（決議の省略）の議事録等の決裁と署名。
4. 第36回臨時理事会（決議の省略）の議事録等の決裁と署名。
5. 第16回臨時評議員会（決議の省略）の議事録等の決裁。
6. 第37回臨時理事会（決議の省略）の議事録等の決裁と署名。
7. 本部事務局移転に伴う規程等の改正の決裁。
8. 令和3年度団体助成金の交付決定。
9. その他、援護基金保有債券（1千万円以上）の満期償還等に伴う買換の決済等。

主なものは以上となるが、理事会等の決議や定款に抵触するような案件はなかった。

（2）職務執行状況報告（斎藤常務理事）

斎藤常務理事から次の職務執行状況報告があった。

この間の主な事項は次のとおり。

1. 第34回理事会（決議の省略）の議事録の作成。
2. 第15回評議員会（決議の省略）の議事録の作成。
3. 第35回臨時理事会（決議の省略）の資料及び議事録の作成。
4. 第36回臨時理事会（決議の省略）の資料及び議事録の作成。
5. 第16回臨時評議員会（決議の省略）の資料及び議事録の作成。

6. 第37回臨時理事会（決議の省略）の資料及び議事録の作成。
7. プライバシーマーク更新審査の対応。
8. 内閣府の立入検査の対応。
9. 厚生労働省の立入検査の対応。

以上をもって第38回理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣言し解散した。（閉会時間：午後3時46分）

上記の議事録が正確であることを証するため、出席した理事長及び監事は記名押印する。

令和4年3月15日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

理 事 長 炭 右 葵

監 事 蒲 生 七 郎

監 事 森 屋 秀 郎